



## 役場からのお知らせ

宝珠山庁舎：72 - 2311  
小石原庁舎：74 - 2311

### 総務課

8月25日から31日は『福岡県飲酒運転撲滅週間』です。

飲酒運転は重大な犯罪であり、「罰金や懲役」、「運転免許の取消」、「会社の解雇」など、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。

また、飲酒運転事故は、被害者、加害者、そして両方の家族の生活を大きく変えてしまいます。

自分自身はもちろん、周りの方が飲酒運転をしないよう、お互いに呼びかけ合いましょう。

「飲酒運転は、絶対しない！させない！許さない！」

みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。



お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課 (電話：72-2311)

### 総務課

木造建て住宅耐震改修工事費の補助を行っています。

村では、安心・安全な村づくりを目的に、福岡県の補助金等を活用して、古い基準で建てられた木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部補助を行っています。

#### ○補助対象住宅

- ・村内にある木造戸建住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着手したもの
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの
- ・建築基準法及び関係法令の規定に違反していないもの

#### ○補助対象者

- ・世帯全員が村税を滞納していないこと
- ・住宅の所有者で、かつ居住していること  
(※所有者の承諾があれば居住者も可能)

#### ○注意事項

- ・補助申請の前に、すでに着工した耐震改修工事は補助を受けられません。

#### ○補助金額

- ・対象工事費の40%に相当する額(60万円を上限)。

#### ■福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度のご案内

福岡県では、昭和56年以前に建てられた木造戸建て住宅を対象に、耐震診断アドバイザーを派遣し、現地調査を実施しています。派遣(診断)費用は、1件あたり3,000円です。(福岡県建築住宅センター：TEL 092-582-8061)

詳しくは、役場総務課(TEL 72-2311)までお問合せください。



## ◆総合戦略外部検証委員会の報告（第1回）

「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しや施策の検証を行うため、外部有識者で構成する検証委員会（第1回）を7月8日（金）に行いました。今回は平成27年度に行われた「地域活性化・地域住民生活等緊急支援助交付金」により実施した下記の6事業（26年度繰越事業）について主管課から事業の説明を行いました。委員は、一次評価や二次評価（下記の評価・検証フローを参照）、主管課の説明をもとに三次評価（最終評価）を行い、次回、各事業の最終検証を行います。（次回は8月上旬を予定しています。）

### 【検証を行う事業】

- (1) 里山生活空間保全・地域防災事業（立木伐採補助）
- (2) 若者等定住促進事業（通学定期券購入補助）
- (3) 観光プロモーション活動に係る団体等との協働事業（観光PR補助）
- (4) プレミアム商品券発行
- (5) 販路拡大支援事業（企業、第3セクター等に対する販売促進支援）
- (6) 観光振興推進事業（村公式ホームページのリニューアル）

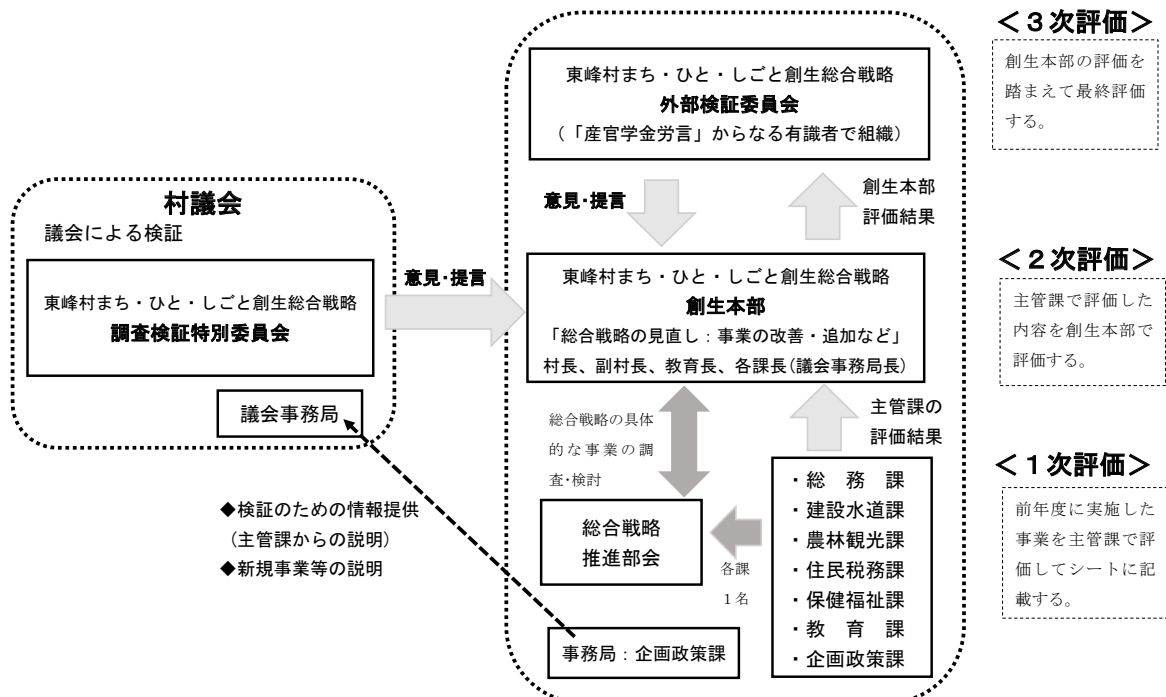


▲検証委員会の様子

### ■東峰村総合戦略 外部検証委員会（敬称略）

番号	所属等	氏名
1	福岡大学 教授（景観まちづくり研究室）	柴田 久
2	福岡銀行 杷木支店長	寺崎 裕史
3	西日本新聞社 朝倉支局長	中川 次郎
4	連合福岡筑紫・朝倉地域協議会 事務局長	原 豊
5	東峰村議会議長	大蔵 久徳
6	東峰村教育委員長	伊藤 栄子
7	朝倉森林組合 参事	窪山 拓司
8	JA 筑前あさくら 東峰支店長	佐々木 太加彰
9	東峰村商工会 事務局長	井上 健司
10	小石原焼陶器協同組合 代表理事	柳瀬 眞一

### 東峰村総合戦略事業の評価・検証フロー



お問合せ：東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課（電話：72-2311）

## ◆地域情報通信基盤整備推進交付金事業における整備計画の事後評価

地域情報基盤整備推進交付金事業は整備完了から5年が経過しました。地域情報通信基盤整備推進交付金要綱第8条により、整備計画の事後評価を行うことが規定されており、それに基づき公表を行います。

事業名	地域情報通信基盤整備推進交付金事業							
事業の概要	事業年度	平成21年度 1次補正		事業完了日	平成23年3月31日			
	総事業費	426,755千円		補助対象事業費	371,936千円			
				交付金額	123,978千円			
	整備対象地域	東峰村 全域						
	事業の内容							
<p>東峰村はブロードバンドゼロ地域であった平成19年度以前からITによる地域活性化の取組みを行いながらブロードバンドの必要性や環境整備について検討してきました。</p> <p>平成19年度末には福岡県の補助事業により公設民営でADSLの環境が整い、一部の地域を除き、ブロードバンドゼロ地域が大幅に解消されました。しかし、近隣自治体では、民間投資による高速で大容量の通信が可能な光ファイバー通信網の整備が進んでおり、情報通信基盤における情報格差が拡大している状況にありました。また、共同視聴組合による視聴世帯数が全世帯数の約43%を占めており、平成23年7月からの地上デジタル放送のための共同施設改修が必要なことからCATV事業への要望が組合等から寄せられていました。そこで、情報通信の格差を是正する為、本事業により村がFTTHによる光ファイバー網を整備し、通信においては、NTT西日本とのIRU契約により施設を貸し出し、光インターネット接続サービスの提供を始めました。また、地上デジタル放送、BSデジタル・FM放送の再送信を行うとともに、自主放送による行政情報や住民組織(住民デレクター)が製作した番組放映などによる地域密着型の様々な情報提供を行いながら地域の一体化を図るため展開してきました。</p>								
BB	サービス開始日	平成22年11月1日						
	サービス形態	公設民営(IRU)						
	契約先	西日本電信電話株式会社						
		整備計画時の目標		実績				
		初年度	最終	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末
	整備地域の世帯数	850	850	918	920	909	899	890
	加入世帯数	50	300	293	310	311	310	314
加入率(%)	5.9	35.3	31.9	33.7	34.2	34.5	35.3	
CATV	サービス開始日	平成22年11月1日						
	サービス形態	直営						
	契約先	設備:株式会社 イーエムトラスト、番組制作 株式会社プリズム						
		整備計画時の目標		実績				
		初年度	最終	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末
	整備地域の世帯数	850	850	918	920	909	899	890
	加入世帯数	400	850	905	891	902	905	885
加入率(%)	47.1	100	98.6	96.8	99.2	100.7	99.4	
評価及び課題	<p>村内全域に光ファイバー網(FTTH)を整備しブロードバンド(BB)及びケーブルテレビ(CATV)の環境を整備した。整備計画においてはBB及びCATVの目標としていた加入率を達成することができており、都市部との情報格差は概ね解消し、地上波テレビ放送難視聴地域の問題についても解消が図られていると評価する。今後の課題として、施設維持の管理経費や添架設備の移転費用を村が負担しており財政を圧迫することが懸念されている。今後維持して行く為には、使用料などの費用の見直しが必要である。</p>							

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課 (電話:72-2311)

## ◆知っていますか？国民年金保険料の免除制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料（平成28年度は16,260円）を納めていただく必要があります。しかしながら、収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しい場合もあります。

そのような場合は、未納のままにしないで、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行いましょ。保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

※平成26年4月の制度改正により、申請月の2年1ヵ月前まで遡及して免除申請ができるようになりました。

### ①保険料免除制度とは

所得が少なく**本人・世帯主・配偶者**の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合などは、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の四種類があります。

### ②保険料納付猶予制度とは

20歳から50歳未満の方で、**本人・配偶者**の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

## ◆手続きをするメリット

保険料を免除された期間は、老後年金を受け取る際に1/2（税金分）受け取れます。

保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

保険料の「免除」と「納付猶予（学生の場合は学生納付特例）」は、以下の表のとおり、その期間が年金額に反映されるか否かで違いがあります。

	老 齢 基 礎 年 金		障 害 基 礎 年 金 遺 族 基 礎 年 金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(※2)	○
一部納付(※1)	○	○(※3)	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付している必要があります。

※2 平成21年4月分以降は、2分の1が国庫負担されます。(21年3月分までは3分の1が国庫負担)

※3 4分の1納付の場合は「5/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは1/2)

2分の1納付の場合は「6/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは2/3)

4分の3納付の場合は「7/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは5/6)

(次ページに続く)

## ◆免除手続き（申請）について

### 免除等が申請できる期間

例：平成 28 年 7 月に免除・猶予を申請する場合、最大で下記の①～④の申請が可能です。

- ①平成 25 年度分・・・平成 26 年 6 月分（審査：平成 24 年中所得）
- ②平成 26 年度分・・・平成 26 年 7 月～平成 27 年 6 月分（審査：平成 25 年中所得）
- ③平成 27 年度分・・・平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月分（審査：平成 26 年中所得）
- ④平成 28 年度分・・・平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月分（審査：平成 27 年中所得）

### 申請に必要な添付書類（●必ず必要なもの、○場合によっては必要なもの）

- 国民年金手帳または基礎年金番号通知書
- 前年（または前々年）所得を証明する書類（前年またはそれ以前の 1 月 1 日時点で東峰村に住所がなかった場合）
- 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し（失業等による申請の場合）
- その他、公的機関が交付する証明書等であって失業の事実が確認できる書類

### 保険料免除・納付猶予の所得の基準

※前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 1. 全額免除・・・（扶養親族等の数+1）×35 万円+22 万円
  - 2. 4 分の 3 免除・・・78 万円
  - 3. 半額免除・・・118 万円
  - 4. 4 分の 1 免除・・・158 万円
  - 5. 納付猶予制度・・・（扶養親族等の数+1）×35 万円+22 万円
- } + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

## ③学生納付特例制度とは

日本国内に住むすべての人は、20 歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

本人の所得が一定以下の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

※本年度の所得基準（申請者本人のみ）

118 万円 + 扶養親族等の数 × 38 万円 + 社会保険料控除等

※学生とは

大学（大学校）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校など、ほとんどの学生の方が対象となります。

※保険料を 10 年以内に納付（追納）すると、年金額に反映されます。

### 申請に必要な添付書類（●必ず必要なもの）

- 国民年金手帳
  - 学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類
- ※在学期間がわかる在学証明書（原本）または学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写しを添付してください。

※学生納付特例は、原則として申請日に関わらず、4 月から翌年 3 月まで（申請日が 1 月から 3 月までの場合は、前年 4 月から 3 月まで）の期間を対象として審査します。

（次ページに続く）

## ◆保険料の後払い（追納）をお勧めします！

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、**保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。**

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

1. 追納ができるのは、追納が承認された月の前 10 年以内の免除等期間に限られています。  
(例えば、平成 28 年 4 月分は平成 38 年 4 月末まで)
2. 承認等をされた期間のうち、**原則古い期間から**納付していただきます。
3. 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、**お早目の追納をお勧めします。**

※なお、平成 28 年度中に追納していただく際の保険料は、以下のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成 18 年度の月分	15,000 円	11,240 円	7,500 円	3,740 円	
平成 19 年度の月分	15,030 円	11,270 円	7,520 円	3,750 円	
平成 20 年度の月分	15,140 円	11,360 円	7,570 円	3,780 円	
平成 21 年度の月分	15,230 円	11,420 円	7,620 円	3,800 円	
平成 22 年度の月分	15,490 円	11,610 円	7,750 円	3,870 円	
平成 23 年度の月分	15,280 円	11,450 円	7,640 円	3,810 円	
平成 24 年度の月分	15,130 円	11,340 円	7,560 円	3,780 円	
平成 25 年度の月分	15,100 円	11,330 円	7,550 円	3,780 円	
平成 26 年度の月分	15,250 円	11,440 円	7,620 円	3,810 円	追納加算額は ありません
平成 27 年度の月分	15,590 円	11,690 円	7,790 円	3,900 円	追納加算額は ありません

※保険料の追納を行う場合は、納付書が必要です。

納付書の発行には申し込みが必要です。年金事務所または東峰村役場保健福祉課までお問い合わせください。

(次ページに続く)

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

平成 27 年 10 月に後納制度が変わりました！

## 年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去 5 年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 3 年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

※年金制度が改正され、後納制度をご利用できる期間が過去 10 年から 5 年になりました。

※過去 5 年とは、納めようとする月前 5 年以内の期間です。

(例) 平成 23 年 12 月分の場合 → 平成 28 年 12 月未まで納付可能となります。

▶ この機会にぜひ後納制度をご利用ください。

### 後納制度で 2 年以上前の保険料を納付するメリット

年金の受給資格が得られる可能性があります。

不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格を得られる可能性があります。

将来受け取る年金額が増額します。

<1 カ月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安>

$\frac{780,100 \text{ 円 (平成 28 年 4 月時点の満額の年金額)}}{480 \text{ カ月 (40 年} \times 12 \text{ カ月)}} = \text{年額で } 1,625 \text{ 円 増額}$

### ご利用いただける方

- ① 20 歳以上 60 歳未満の方で、5 年以内に納め忘れの期間（免除以外）や未加入期間がある方
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65 歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※60 歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

### 申し込みから納めていただくまでの手順

1

国民年金後納保険料納付申込書に必要事項をご記入のうえ、年金事務所に提出します。

- 年金加入期間の確認のため戸籍簿本等が必要な場合があります。
- 申込書は年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

2

年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。

- 承認後に承認通知書、納付書、リフレットを送付します。

3

納付書により金融機関、コンビニ等で納めてください。

- 市(区)役所または町村役場、年金事務所では納めることができません。

### ⚠️ 申し込みいただく際の注意事項

#### 納付の際に加算額がつかます

- 過去 3 年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつかます。
- 詳細は下記「平成 29 年 3 月までの後納保険料額と納付期限」でご確認ください。

#### 納める順番があります

- 後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。

・平成 23 年度  
・平成 24 年度  
・平成 25 年度

↓  
古い分  
新しい分

#### 申し込み後に審査を行います

- 後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
- 審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお早めに申し込みください。

#### 一部免除の未納期間も納付できます

- 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
- この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ 1 カ月分の保険料が必要です。

#### 国民年金の切替 (第 3 号から第 1 号へ) が 2 年以上遅れたことがある方は…

- 国民年金の「第 3 号被保険者」から「第 1 号被保険者」への切替手続きが 2 年以上遅れたことによる「未納期間」は、後納制度をご利用いただけません。
- 届出をすることにより最大 10 年分の保険料を納付することができる特例追納制度をご利用ください。

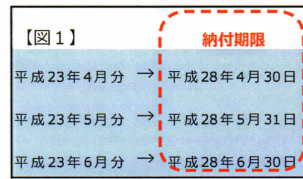
#### 免除期間がある方は…

- 全額免除や一部免除（一部納付済）、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。
- 上記期間の納付を希望する場合は、10 年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。

(次ページに続く)

## 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの後納保険料額と納付期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付期限
平成23年度	15,740円	15,020円	720円	【図1】を参照ください
平成24年度	15,430円	14,980円	450円	平成29年3月31日
平成25年度	15,250円	15,040円	210円	平成29年3月31日
平成26年度	15,250円	15,250円	加算なし	平成29年3月31日



※後納保険料額は、「当時の保険料額+加算額」です。(① = ② + ③)  
 ※後納保険料額は政令で定められ、毎年度改定されています。  
 ※後納保険料を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

### 2年以内の国民年金保険料について

- 国民年金保険料は、翌月末日が納付期限です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができません。過去2年以内に納め忘れがある方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- 2年以内の保険料が未納となっている方に対する納付督促（電話・文書・戸別訪問）および保険料の収納業務は、民間委託を実施しています。

### 年金の受給資格期間の短縮について

- 老後の年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）は、消費税率10%への引上げ時（平成29年4月）に25年から10年に短縮される予定です。

## お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00 \*月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。  
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 \*休日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

# 0570-011-050

※050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6731-2015にお電話ください。  
 ※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

お問合せ：東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）

## 住民税務課

## 家屋の新・増築及び取り壊しについて

- ・今年（平成28年）中に家屋を新・増築した方  
 今年（平成28年1月1日から平成28年12月31日【予定を含む】）中に家屋を新・増築された方は、「新・増築家屋申告書（平成28年分）」を提出してください。
- ・今年（平成28年）中に家屋を取り壊した方  
 今年（平成28年1月1日から平成28年12月31日【予定を含む】）中に取り壊した家屋は、平成29年度から固定資産税が課税されなくなりますので「家屋解体届」を提出してください。届出を忘れると以後も課税をされることがありますのでご注意ください。登記済の家屋を取り壊した場合は、法務局で滅失登記をしてください。

※「新・増築家屋申告書(平成28年分)」及び「家屋解体届」は8月15日に全戸配布しております。

提出期限：9月16日（金）  
 提出先：宝珠山庁舎 総合窓口（電話 72-2311）  
 小石原庁舎 住民税務課（電話 74-2311）

